

特別養護老人ホーム 自由の杜



施設概要

- 事業所種別 : 特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)
 所在地 : 防府市大字大崎801-1
 電話番号 : 0835-27-5505
 経営主体 : 社会福祉法人 ひとつの会
 防府市大字佐野152番地の1 TEL:0835-27-6500 FAX:0835-27-6560
 URL : <http://hitotsunokai.jp>
 入居対象者 : 病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないものの介護や看護、リハビリテーション等を必要とする要介護認定(要介護1~5)を受けている方で防府市に住民登録のある方
 ※: 要支援者(要支援1, 2)はこのサービスを利用出来ません。
 居室概要 : 全室個室 ユニットタイプ
 入居定員 : 29名
 併設事業 : 短期入所生活介護自由の杜・グループホーム自由の杜
 あいおい苑居宅介護支援事業所

(利用料金表) …30日の場合

(単位:円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付料金①		625/日	691/日	762/日	828/日	894/日
		18,750	20,730	22,860	24,840	26,820
加算料金②		3,540				
		看護体制加算 12/日 夜勤職員配置加算 46/日 日常生活継続支援加算 46/日 栄養マネジメント加算 14/日 介護職員処遇改善加算 ①+②×5.9% (料金表には含まれておりません)				
食事料金③	第4段階	1,380/日		41,400		
	第3段階	650/日		19,500		
	第2段階	390/日		11,700		
	第1段階	300/日		9,000		
居住費④	第4段階	1,970/日		59,100		
	第3段階	1,310/日		39,300		
	第2段階	820/日		24,600		
	第1段階	820/日		24,600		
合計①+②+③+④	第4段階	122,790	124,770	126,900	128,880	130,860
	第3段階	81,090	83,070	85,200	87,180	89,160
	第2段階	58,590	60,570	62,700	64,680	66,660
	第1段階	55,890	57,870	60,000	61,980	63,960

※: 医療費・理美容代、電気代等、別途費用がかかる場合があります。

※: 介護保険給付料金には、主な加算料金(初期加算等)が含まれておりません。加算料金は、個々で異なりますので、該当する場合のみ各加算の金額を合計に足した金額が総額となります。

※: 市町村民税非課税世帯の場合、所得の段階に応じて、滞在費と食事代の負担が軽減されます。負担限度額の認定を受けるためには、防府市の高齢者福祉課等、担当課への申請が必要となります。詳しくはご相談ください。

※: 平成27年8月から一定以上の所得の方については、料金表(①+②)の自己負担が2割となります。

(周辺地図)



県立総合医療センターから徒歩3分 県立総合医療センター前バス停から徒歩3分
 防府駅から車で12分 防府西インターから車で5分 防府東インターから車で10分



入居に関するお問い合わせ・ご相談は、社会福祉法人 ひとつの会
 (0835-27-5505 担当: 上野・蔵田まで)

平成27年
4月から

特養に入所できるのは 原則として要介護3以上の方となります

特別養護老人ホームは、これまでも、重度の要介護状態で、ご自宅での生活が難しい方に優先的に入所していただくこととしていましたが、介護保険法が改正され、平成27年4月から、原則として、要介護3以上の方のみが入所できることとなります。

なお、要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

Q 特別養護老人ホームはどんなところですか？

A 特別養護老人ホームは、特に、重度の要介護状態である高齢の方に対する介護サービスを提供する施設で、主に社会福祉法人により運営されています。

Q どうして要介護3以上の方に入所が限定されるのですか？

A 現在、特別養護老人ホームの入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が多数いらっしゃいます。

そのような方が、これまで以上に優先的に特別養護老人ホームに入所することができるよう、原則として要介護3以上の方だけが入所できるよう見直すこととしました。

Q 要介護1や2で、入所が認められるのはどのような場合ですか？

A 要介護1や2の方が特例的に入所できるのは、以下のような考慮事項を勘案して特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合です。

- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ③ 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

Q 要介護1や2で、入所するための手続きを教えてください。

A 特別養護老人ホームに入所申込みをする際に、特別養護老人ホーム以外での生活が困難である事情について、申込書等に記載していただく必要があります。

施設は、その申込みを受けて、必要に応じて市町村の意見も聞きながら、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待っている方と比較して優先的に入所することが適当か、検討していくこととなります。